

身体拘束等の適正化のための指針

株式会社めだかのがっこうホールディングス

1. 身体拘束について

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされています。身体拘束の廃止は、虐待防止において欠くことのできない取り組みといえます。

当事業所では、児童虐待防止法に基づき、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない療育や支援の実施に努める。また身体拘束委員会を設置し、従業者に対し適正化のための研修等を実施する。（虐待防止委員会と併用）サービスの提供にあたっては、サービス対象者又は他のサービス対象者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、行動制限その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の目的のため、本指針を遵守して福祉の増進に努めるとともに、施設内における虐待を防止するために、職員へ研修を実施します。

2. 身体拘束がもたらす弊害

身体的弊害	<ul style="list-style-type: none">● 関節の拘縮● 陳力低下● 身体機能の低下や圧迫部位の褥瘡の発生● 食欲の低下● 心肺機能、感染症への抵抗力の低下● 抑制具による失速の事故等
精神的弊害	<ul style="list-style-type: none">● 意思に反して行動を抑制されることによる屈辱、あきらめ、怒り等 →精神的苦痛、尊厳の侵害● 家族への精神的ダメージ →通わせたことによる罪悪感、怒り、後悔● 安易な拘束が常態化することによる従事者の士気・対応スキルの低下 →指導力の質の低下
社会的弊害	<ul style="list-style-type: none">● 事業所に対する社会的な不信、偏見

3.身体拘束とされる行為

- 1 車いすやベッド等に縛り付ける。
- 2 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- 3 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- 4 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- 5 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- 6 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

4.やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

2 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。

3 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であること。

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないとされています。緊急やむを得ない場合とは、支援の工夫のみでは十分に対応できないような、一時的な事態に限定されます。当然のことながら、安易に緊急やむを得ないものとして身体拘束を行わないように、慎重に判断することが求められます。

5. やむを得ず身体拘束を行う場合の留意点

- 「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断は、個人で行わず、施設全体の判断で行う。
- 利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努める。その際には現場の責任者から説明を行う。
事前に身体拘束について施設としての考え方を利用者や家族に説明し、理解を得ている場合であっても、実際に身体拘束を行う時点で、必ず文書等で個別に説明し、書面で同意を得る。
- 「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除すること。この場合には、実際に身体拘束を一時的に解除して状態を観察するなどの対応をとることが重要である。
- 緊急等やむを得ず身体拘束等を行う場合には、そのよう態様及び時間、その際の利用者の心身状況、緊急等やむを得なかった理由を記録しなければならない。記録は5年間保存。

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧

利用者またはご家族は本指針を当社 HP においてもいつでも閲覧が可能な状態とします。